

## 物品仕様書

No.	項目	内容
1	契約番号	第 8-3 号
2	品名	軽貨物自動車賃貸借(リース) の新品で、下記の内容を満たすもの。
3	数量	3台
4	規格	<p>主要装備</p> <p>(1)車種 軽貨物自動車 ワンボックスタイプ 5ドア ハイルーフ</p> <p>(2)乗車定員 4名</p> <p>(3)駆動形式 4WD</p> <p>(4)ミッション オートマチック又は自動無段変速(CVT)</p> <p>(5)使用燃料 ガソリン(排気量660cc程度)</p> <p>(6)排ガス排出規制 平成30年排ガス基準50%低減レベル以上</p> <p>(7)燃費性能 2022年度燃費基準達成車以上</p> <p>(8)外装色 ホワイト系</p> <p>(9)衝突被害軽減ブレーキ セイフティ・サポートカー該当車</p> <p>(10)ABS(アンチロックブレーキシステム)</p> <p>(11)エアコン</p> <p>(12)運転席・助手席エアバックシステム</p> <p>(13)パワーステアリング</p> <p>(14)AM・FMラジオ</p> <p>(15)寒冷地仕様</p>
5	付属品	<p>(1)ドアバイザー 一式</p> <p>(2)ラバーマット 一式</p> <p>(3)スタッドレスタイヤ(ホイール付) 一式(4本)</p> <p>(4)荷室マット 一式</p> <p>(5)ドライブレコーダー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影範囲 フロント</li> <li>・高画質 フルHD以上</li> <li>・Gセンサー内臓 衝撃感知機能内蔵</li> <li>・GPS受信 位置情報、時間等記録可能</li> <li>・付属品 microSDカード(32GB以上)</li> </ul>
6	参考銘柄	(車両本体) ダイハツ ハイゼットカーゴ スペシャルクリーン4WD CVT (ドライブレコーダー) ハイゼットカーゴ ドライブレコーダー(連動モデル)前方記録プラン
7	同等品	可
8	納入場所	糸魚川市役所 地域協働課
9	その他	<p>(1) 同等品での入札を希望される場合は、公告文で指定する期限までに「同等品確認申請書兼承認書」にその規格等が容易に判断できるメーカー仕様書(仕様表、寸法図など)を添付して提出してください。 ※規格に変更がない後継品の場合は、申請不要です。</p> <p>(2) 車体本体は、市内の自動車ディーラーまたはサブディーラーより調達してください。(出荷証明書を後日提出のこと) また、艀装または架装が必要な場合で、その業務を下請発注するときは、市内企業を優先してください。</p> <p>(3) 修理等は、原則として2者以上の業者からの見積もりにより決定します。</p> <p>(4) 「5付属品」は、取付費用(加工、調整等含む)を入札価格に含めてください。</p>
10	担当課・係	地域協働課・地域自治支援係

## 軽貨物自動車賃貸借（リース）仕様書

### 1 契約方式

本契約は賃貸借（リース）契約とします。

### 2 品名及び数量

軽貨物自動車賃貸借（リース） 3台

### 3 規格

別紙「物品仕様書」のとおり

### 4 賃貸借期間

車両登録日から60か月とする。（長期継続契約）

### 5 納入期限（引渡期限）

車両登録日から10日以内に納入を完了し、引渡期間は令和8年10月21日から令和8年10月30日までとする。

### 6 納入場所

糸魚川市役所 地域協働課

### 7 リース料に含まれるもの

(1) 車両代 一式

(2) 付属品 一式

(3) 車両の初期登録にかかる全ての諸経費 一式

（登録納車費用、自動車重量税、環境性能割、自動車損害賠償責任保険料、リサイクル法関連費用）

(4) 自動車税/軽自動車税（リース期間分）

### 8 リース料に含まれないもの（市が負担するもの）

(1) 定期点検、整備費

(2) 初回以外の自動車重量税、自賠責保険料

(3) 故障等による修理費

(4) 燃料

(5) 任意保険料

### 9 予定走行距離

約1,000km/月

※契約満了時の走行距離が予定を超えた場合の精算は行わない。なお、予定

に満たない場合も同様とする。

#### 10 リース料の支払い

(1) 支払いについては、次のとおりとすることを基本とする。

##### ア 初回

車両登録日からその属する月の末日までの日数に応じた日割計算によって算出した賃借料及び車両登録日の翌月の初日から末日までの月額賃借料を合計した金額を車両登録日の属する月の翌々月初めに請求する。

##### イ 2回目から59回目まで

毎月初日から末日までの月額賃借料を翌月初めに請求する。

##### ウ 60回目

月額賃借料からアの車両登録日の属する月分の賃借料を控除した金額を賃貸借期間終了日の属する月の翌月初めに請求する。

(2) 市は、適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

#### 11 契約期間満了後の対応

- ・リース期間満了後はリース車両を返還するものとし、双方協議により再リースできるものとする。

#### 12 入札書記載上の注意事項

- ・入札金額は、3台分の月額リース料（消費税抜き）とすること。
- ・リース契約期間満了後は、車両を返還することを前提に見積もること。

#### 13 契約条件

決定した場合は、次の事項を契約書中に明記したうえで契約を締結します。

- (1) 契約書に記載する金額は月額とすること。
- (2) 本賃貸借契約は、地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17並びに糸魚川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約とします。
- (3) 次年度以降について、糸魚川市の歳入歳出予算の当該金額について削除があった場合はこの契約を解除することができること。
- (4) 糸魚川市又は賃貸者は、相手方が正当な理由なくして本契約に違反したときは、この契約を解除することができること。
- (5) (3)(4)の契約の解除に伴い、糸魚川市又は賃貸者は、解除の時から契約期間満了時までの契約金額に基づき、双方協議のうえ違約金を相手方に請求することができること。また、この場合、別に損害賠償の請求を妨げるも

のではないこと。

#### 14 契約上の注意事項

リース業者を含めた3者契約を認めます。希望する場合は、あらかじめリース業者を特定して十分な調整を行って見積もってください。